BANK OF INNOVATION

第14回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2019年12月20日（金曜日）
午前10時30分

開催場所

新宿イーストサイドスクエア
地下１階
リージャス新宿
イーストサイドスクエア
蓮華Ａ＋Ｂ
東京都新宿区新宿六丁目27番30号

末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

▌目　次

第14回定時株主総会招集ご通知 …… 1
事業報告…… 3
計算書類…… 10
監査報告書…… 12
株主総会参考書類…… 14

株式会社バンク・オブ・イノベーション
証券コード　4393

証券コード　4393
2019年12月5日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿六丁目27番30号
株式会社バンク・オブ・イノベーション
代表取締役社長　樋　口　　智　裕

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年12月19日（木曜日）午後７時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

１．日時　　2019年12月20日（金曜日）午前10時30分（受付開始　午前10時）
２．場所　　東京都新宿区新宿六丁目27番30号　新宿イーストサイドスクエア地下１階
　　リージャス新宿イーストサイドスクエア　蓮華Ａ＋Ｂ
　　（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目的事項
　　報告事項　第14期（2018年10月１日から2019年９月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
　　決議事項　第１号議案　定款一部変更の件
　　第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
　　第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
　　第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
　　第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「主要な事業内容」、「主要な営業所」、「主要な借入先及び借入額」、「その他会社の現況に関する重要な事項」、「新株予約権等に関する事項」、「責任限定契約の内容の概要」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.boi.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
◎本総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類の内容、事業報告の内容及び計算書類の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.boi.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事業報告（2018年10月１日から2019年９月30日まで）

１．会社の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続くことが期待されました。しかしながら、米中の貿易摩擦などの通商問題の動向や海外経済の動向と政策に関する不確実性など、先行き不透明な状況が続いております。

当社の事業領域であるスマートフォンゲーム業界を取り巻く環境においては、2018年の国内ゲームアプリ市場規模は前年比10.2％増の１兆1,660億円と安定した成長が続いております（参考：株式会社KADOKAWA Game Linkage「ファミ通ゲーム白書2019」）。しかしながら、日本市場は成熟化とともに海外展開に成功している中国企業等が市場シェアを高めつつあります。

このような事業環境のもと、当社は「幻獣契約クリプトラクト」と「ミトラスフィア」の各種キャンペーンや新機能の実装アップデート等を実施いたしましたが、継続的に取り組んでいるプロモーションの効率化が影響し、売上高は前事業年度比で減少いたしました。また、新作ゲームアプリの開発費用、既存ゲームアプリのIP展開費用（海外展開を含む）並びに新規スマートフォン向けサービスの開発費用など成長に向けた投資を積極的に行うとともに、ユーザーとのエンゲージメントを高めるための施策として、リアルイベント「クリプトカフェ」を東京・大阪で開催したほか、「ミトラスフィア」の２周年記念キャンペーンの一環として、ゲームキャラクターによるオリジナル楽曲を発表するという初めての試みを実施するなどしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は4,295,187千円（前事業年度比15.0％減）、営業利益526,548千円（前事業年度比0.2％減）、経常利益515,320千円（前事業年度比1.2％増）、当期純利益に関しては373,911千円（前事業年度比2.9％増）となりました。

なお、当社はスマートフォンゲーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

（２）設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

（3）資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

（4）事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

（5）他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

（6）吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

（7）他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

（8）財産及び損益の状況

区　分	第11期 (2016年９月期)	第12期 (2017年９月期)	第13期 (2018年９月期)	第14期 (当事業年度) (2019年９月期)
売上高　(千円)	2,299,987	4,001,262	5,052,275	4,295,187
経常利益又は経常損失(△)　(千円)	△375,670	159,876	509,042	515,320
当期純利益又は当期純損失(△)　(千円)	△364,164	199,018	363,242	373,911
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)　(円)	△107.23	58.60	99.98	96.10
総資産　(千円)	1,469,130	2,477,343	2,811,415	3,149,703
純資産　(千円)	329,103	528,121	1,112,922	1,404,097
１株当たり純資産額　(円)	96.41	155.02	285.66	363.25

(注) 当社は、2018年４月28日付で普通株式１株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)及び１株当たり純資産額を算定しております。

（9）対処すべき課題

当社が事業を継続的に拡大していくうえで対処すべき課題及び対応策は、主に以下のとおりであります。

① 収益力の高いゲームアプリの提供

当社がスマートフォンゲーム事業においてより一層成長していくためには、収益力が高く、かつ多くのユーザーが長期的に楽しめるような質の高いサービスを提供していくことが重要であると考えております。当社は引き続き、既存タイトルの開発・運営を通して蓄積した各種データやノウハウを活用することで、新たな収益の創出に繋げてまいります。

② 優秀な人材の確保

当社は、今後の市場の動向やユーザーの多様化に迅速に対応していくために、優秀な人材の獲得及び育成が必要であると考えております。しかしながら、有能な人材ほど他社との獲得競争が激しく、採用が難しくなる状況となることも考えられます。当社では、社内研修の強化、福利厚生の充実を図っていくとともに、志望者を惹きつけるようなオリジナリティのあるヒットタイトルを継続的に提供していくことで採用強化に繋げたいと考えております。また、事業活動を通してコーポレートブランドを高め、ゲームだけではなく企業としての魅力を世の中に訴求していくことも重要であると考えております。

③ ゲームの安全性及び健全性の強化

オンラインゲーム業界においては、リアル・マネー・トレード（オンライン上のキャラクター、アイテム、ゲーム内仮想通貨等を、現実の通貨で売買する行為のこと）や、不適切な水準での有料アイテム出現確率に関する問題、未成年による課金問題等が社会的に度々提起されております。当社は、こうした状況を踏まえ、スマートフォンゲーム業界の健全性や成長性を損なうことのないように対応していくことが重要な課題であると認識しており、各種法的規制や業界団体の自主規制を遵守しております。

④ システム管理体制の強化

当社が提供するゲームアプリは、多数のユーザーが同時にネットワークに接続することを想定しております。特にサービス開始時や大型メンテナンス終了時等においてはシステムに大きな負荷がかかり、ゲームの提供に支障が生じることがあります。当社は、ユーザーが快適にサービスを利用できるよう対応していくことが重要であると認識しており、シ

ステム基盤や管理体制の強化に努め、安定したサービスの提供に繋げてまいります。

⑤　組織体制の強化

当社が、今後さらなる業容拡大を図るためには、事業環境の変化に適応しつつ、持続的な成長を支える組織体制・内部管理体制の強化が重要であると考えております。当社としましては、内部統制の実効性を高めるための環境を整備し、コーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、内部管理体制の強化やリスク管理の徹底とともに業務の効率化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 従業員の状況（2019年９月30日現在）

従　業　員　数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
166 名	25 名増	29.6 歳	3.3 年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員（契約社員及びアルバイトを含み、人材会社からの派遣社員を除く。）は含んでおりません。

(11) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(注) 2019年11月５日付で、株式会社バンク・オブ・インキュベーションを設立いたしました。当社の議決権比率は100.0％であり、同社は連結子会社に該当します。

2．株式に関する事項（2019年９月30日現在）

（１）発行可能株式総数　14,000,000株

（２）発行済株式の総数　3,924,000株

（３）株主数　2,456名

（４）大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
樋口智裕	1,715,100	44.37
田中大介	300,000	7.76
株式会社Ｃｙｇａｍｅｓ	150,000	3.88
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	101,700	2.63
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	81,900	2.11
松井証券株式会社	47,000	1.21
ＪＰＥ第１号株式会社	39,200	1.01
野村證券株式会社	37,300	0.96
株式会社ＳＢＩ証券	36,006	0.93
山内英雄	33,000	0.85

(注) 1．上記のほか、当社所有の自己株式58,635株があります。
2．持株比率は自己株式（58,635株）を控除して計算しております。

3．当社の役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況（2019年９月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	樋口智裕	
取締役	田中大介	人事部長
取締役ＣＦＯ	河内三佳	経営管理部長
取締役	清水啓之	ゲーム事業部長
取締役	泉健太	リライアンス・データ株式会社　代表取締役 タグピク株式会社　取締役
常勤監査役	熊倉安希子	
監査役	深町周輔	フォーサイト総合法律事務所　パートナー弁護士 株式会社富士山マガジンサービス　監査役 株式会社シルバーライフ　取締役 (監査等委員) 株式会社メルティンMMI　監査役
監査役	木戸隆之	社会保険労務士法人あんしんサポート　代表社員

(注) 1．取締役 泉健太氏は社外取締役であり、証券会社において培った証券・金融に関する豊富な知識及び上場会社の経営経験を有しております。
2．常勤監査役 熊倉安希子氏、監査役 深町周輔氏及び監査役 木戸隆之氏は、社外監査役であります。
3．常勤監査役 熊倉安希子氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．監査役 深町周輔氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5．監査役 木戸隆之氏は社会保険労務士の資格を有しており、労務に関する相当程度の知見を有しております。
6．当社は、取締役 泉健太氏、常勤監査役 熊倉安希子氏、監査役 深町周輔氏及び監査役 木戸隆之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（2）取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取　締　役 （うち社外取締役）	5名 (1名)	62,060千円 (6,560千円)
監　査　役 （うち社外監査役）	3名 (3名)	13,959千円 (13,959千円)
合　計 （うち社外役員）	8名 (4名)	76,019千円 (20,519千円)

（注）1．取締役の報酬限度額は、2014年12月16日開催の第９回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議しております。
2．監査役の報酬限度額は、2014年12月16日開催の第９回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。

（3）社外役員に関する事項

①　重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　名	重要な兼職の状況及び当社との関係
取締役	泉　健太	リライアンス・データ株式会社代表取締役及びタグピク株式会社取締役でありますが、各兼職先と当社の間には特別の関係はありません。
監査役	深町周輔	フォーサイト総合法律事務所パートナー弁護士、株式会社富士山マガジンサービス監査役、株式会社シルバーライフ取締役（監査等委員）及び株式会社メルティンMMI監査役でありますが、各兼職先と当社の間には特別の関係はありません。
監査役	木戸隆之	社会保険労務士法人あんしんサポート代表社員でありますが、兼職先と当社の間には特別の関係はありません。

②　社外役員の主な活動状況

区　分	氏　名	出席状況及び発言状況
取締役	泉　健太	当事業年度開催の取締役会には14回中14回出席し、経営者としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。
監査役	熊倉安希子	当事業年度開催の取締役会には14回中14回、監査役会には13回中13回出席し、会計の専門家としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。
監査役	深町周輔	当事業年度開催の取締役会には14回中14回、監査役会には13回中13回出席し、法律の専門家としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。
監査役	木戸隆之	当事業年度開催の取締役会には14回中14回、監査役会には13回中13回出席し、労務の専門家としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。

貸借対照表

(2019年９月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**2,958,535**	**流動負債**	**1,120,837**
現金及び預金	2,391,110	１年内返済予定の長期借入金	487,360
売掛金	485,387	未払金	252,406
前払費用	51,964	未払費用	12,233
その他	30,072	未払法人税等	142,155
固定資産	**191,168**	未払消費税等	30,673
有形固定資産	**12,144**	前受金	177,911
建物	5,353	預り金	18,097
工具、器具及び備品	6,790	**固定負債**	**624,769**
無形固定資産	**2,055**	長期借入金	624,769
ソフトウエア	2,055	**負債合計**	**1,745,606**
投資その他の資産	**176,968**	**(純資産の部)**	
長期前払費用	626	**株主資本**	**1,404,097**
繰延税金資産	94,185	**資本金**	**480,242**
敷金及び保証金	82,156	**資本剰余金**	**457,682**
		資本準備金	457,682
		利益剰余金	**566,153**
		その他利益剰余金	566,153
		繰越利益剰余金	566,153
		自己株式	**△99,980**
		純資産合計	**1,404,097**
資産合計	**3,149,703**	**負債・純資産合計**	**3,149,703**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2018年10月1日　至 2019年9月30日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**4,295,187**
売上原価		**2,826,301**
売上総利益		**1,468,885**
販売費及び一般管理費		**942,336**
営業利益		**526,548**
営業外収益		
受取利息及び配当金	44	
助成金収入	277	
物品売却益	117	440
営業外費用		
支払利息	9,279	
支払手数料	2,383	
その他	5	11,668
経常利益		**515,320**
税引前当期純利益		**515,320**
法人税、住民税及び事業税	179,964	
法人税等調整額	△38,555	141,408
当期純利益		**373,911**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年11月12日

株式会社バンク・オブ・イノベーション

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石井宏明　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　森竹美江　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社バンク・オブ・イノベーションの2018年10月１日から2019年９月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2018年10月１日から2019年９月30日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年11月15日

株式会社バンク・オブ・イノベーション　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　熊倉安希子　㊞

監査役（社外監査役）　深町周輔　㊞

監査役（社外監査役）　木戸隆之　㊞

以上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化してより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、重要な業務執行決定を取締役に委任することにより、取締役会において中長期視点での議論を充実させ、中長期的な当社株式１株当たり株主価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。なお、本定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力を生ずることといたします。

主な変更内容は次のとおりであります。

①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

②取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任できる旨の規定を新設するものであります。

③上記変更に伴い、文言の修正・削除、条文の新設、条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機関） 第４条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人	（機関） 第４条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査等委員会 ＜　削　除　＞ ３．会計監査人
第５条～第18条　（条文省略）	第５条～第18条　（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（員数） 第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。	（員数） 第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。
＜　新　設　＞	② 当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（選任方法） 第20条 取締役は、株主総会において選任する。	（選任方法） 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
②　（条文省略） ③　（条文省略）	②　（現行どおり） ③　（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
（任期） 第21条 取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
＜ 新 設 ＞	② 監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
② 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
② 取締役会は、その決議によって、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	② 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
第23条 （条文省略）	第23条 （現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第24条 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第24条 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

現　行　定　款	変　更　案
＜　新　設　＞	（重要な業務執行の決定の委任） 第25条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第25条　（条文省略）	第26条　（現行どおり）
（取締役会の議事録） 第26条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	（取締役会の議事録） 第27条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
第27条　（条文省略）	第28条　（現行どおり）
（報酬等） 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第29条　（条文省略）	第30条　（現行どおり）
第５章　監査役及び監査役会	＜　削　除　＞
（員数） 第30条　当会社の監査役は、５名以内とする。	＜　削　除　＞

現 行 定 款	変 更 案
（選任方法） 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	＜ 削 除 ＞
（任期） 第32条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	＜ 削 除 ＞
（常勤の監査役） 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	＜ 削 除 ＞
（監査役会の招集通知） 第34条 監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。 ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	＜ 削 除 ＞
（監査役会の決議方法） 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	＜ 削 除 ＞

現　行　定　款	変　更　案
（監査役会の議事録） 第36条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	＜　削　除　＞
（監査役会規程） 第37条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	＜　削　除　＞
（報酬等） 第38条　監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	＜　削　除　＞
（監査役の責任免除） 第39条　当会社は、監査役（監査役であったものを含む）の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。	＜　削　除　＞
＜　新　設　＞	第５章　監査等委員会
＜　新　設　＞	（常勤の監査等委員） 第31条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

現行定款	変更案
＜新設＞	（監査等委員会の招集通知） 第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
＜新設＞	（監査等委員会の決議方法） 第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。 ② 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。
＜新設＞	（監査等委員会の議事録） 第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。
＜新設＞	（監査等委員会規程） 第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第40条～第45条　（条文省略）	第36条～第41条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
第８章　附則	附則
＜　新　設　＞	（監査役の責任免除に関する経過措置） 第１条　第14回定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第１項の定めるところによる。 ②　第14回定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第２項の定めるところによる。
本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。	（定款に定めのない事項） 第２条　本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に定めるところによる。
以上	以上

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（５名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名の選任をお願いするものであります。

本議案の内容は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	樋口智裕（ひぐちともひろ） (1983年１月15日生)	2006年１月　当社設立、代表取締役社長（現任）	1,715,100株
2	田中大介（たなかだいすけ） (1983年９月20日生)	2006年１月　当社監査役 2007年４月　当社取締役 2017年３月　当社取締役　人材開発部長（現人事部長）（現任）	300,000株
3	河内三佳（こうちみつよし） (1985年８月31日生)	2008年３月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2011年10月　公認会計士登録 2013年10月　当社入社、経営管理部長 2014年12月　当社取締役CFO　経営管理部長（現任）	21,700株
4	清水啓之（しみずひろゆき） (1982年７月31日生)	2008年４月　日本電気株式会社入社 2012年10月　当社入社 2016年４月　当社ゲーム事業部長 2016年10月　当社取締役　ゲーム事業部長（現任）	10,000株

（注）各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

本議案の内容は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	熊倉 安希子 （1978年９月27日生）	2003年10月　朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2017年５月　当社監査役（現任）	―株
2	深町 周輔 （1976年１月23日生）	2004年10月　弁護士登録、弁護士法人かすが総合入所 2011年１月　フォーサイト総合法律事務所入所（現任） 2013年12月　当社監査役（現任） 2015年７月　株式会社シルバーライフ監査役 2016年３月　株式会社富士山マガジンサービス監査役（現任） 2018年３月　株式会社NIPPON PAY（現NIPPON Platform株式会社）監査役 2018年10月　株式会社シルバーライフ取締役（監査等委員）（現任） 2018年11月　株式会社メルティンMMI監査役（現任）	―株
3	木戸 隆之 （1974年１月４日生）	2000年10月　東京都社会保険労務士会登録 2002年９月　株式会社エコミック入社 2003年４月　SATO社会保険労務士法人入所 2004年６月　株式会社エコミック取締役 2012年７月　社会保険労務士法人あんしんサポート設立、代表社員（現任） 2016年３月　当社監査役（現任）	―株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断した理由について

（1）熊倉安希子氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、2017年５月からこれまでにわたり当社の社外監査役として当社経営に対して有益な意見や率直な指摘をいただいてきたことから、引き続き監査等委員である社外取締役として当社の監査・監督を適切に行っていただけることを期待したためであります。

(2) 深町周輔氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、2013年12月からこれまでにわたり当社の社外監査役として当社経営に対して有益な意見や率直な指摘をいただいてきたことから、引き続き監査等委員である社外取締役として当社の監査・監督を適切に行っていただけることを期待したためであります。
(3) 木戸隆之氏を社外取締役候補者とした理由は、社会保険労務士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、2016年３月からこれまでにわたり当社の社外監査役として当社経営に対して有益な意見や率直な指摘をいただいてきたことから、引き続き監査等委員である社外取締役として当社の監査・監督を適切に行っていただけることを期待したためであります。

3．熊倉安希子氏、深町周輔氏及び木戸隆之氏は、現在当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、熊倉安希子氏が２年７カ月、深町周輔氏が６年、木戸隆之氏が３年９カ月であります。

4．当社は、熊倉安希子氏、深町周輔氏及び木戸隆之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、三氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き三氏を独立役員として届け出る予定であります。

5．当社は、熊倉安希子氏、深町周輔氏及び木戸隆之氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、監査役として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。熊倉安希子氏、深町周輔氏及び木戸隆之氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、各氏との間で当該責任限定契約と同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬等の限度額は、2014年12月16日開催の第９回定時株主総会において、「年額200,000千円以内」と決議いただき、今日に至っております。第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢や当社業績等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を改正前と同額の年額200,000千円以内とすることにつきお諮りするものであります。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は５名でありますが、第１号議案「定款一部変更の件」及び第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は４名となります。

本議案の内容は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、昨今の経済情勢や当社業績等諸般の事情を勘案し、2014年12月16日開催の第９回定時株主総会において決議した監査役の報酬等の限度額と同額の、年額50,000千円以内と定めること、並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。

第１号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」の効力が生じますと、監査等委員である取締役は３名となる予定です。

本議案の内容は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

〈メ　モ　欄〉

定時株主総会会場ご案内図

東京都新宿区新宿六丁目27番30号

新宿イーストサイドスクエア地下１階

リージャス新宿イーストサイドスクエア　蓮華Ａ＋Ｂ

TEL（03）4400－1817（代表）



交通のご案内

●都営大江戸線・東京メトロ副都心線
「東新宿駅」Ａ３出口直結

●東京メトロ丸ノ内線・副都心線・
都営新宿線「新宿三丁目駅」
Ｅ１出口より徒歩６分

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。